

第9 簡易タンク貯蔵所（危政令第14条）

1 同一品質の危険物

危政令第14条第2項に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれないこと。例えば、オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならないこと。したがって、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは、一の簡易タンク貯蔵所に併置することができる。

2 固定方法及び地盤面

- (1) 危政令第14条第4号に規定する「固定」には、車止め又はくさり等による方法があること。
- (2) 危政令第14条第4号に規定する「地盤面」には、コンクリート等で舗装し、危険物の浸透しない構造とするよう指導する。

3 通気管

危政令第14条第8項に規定する通気管は、危省令第20条第4項第2号により、先端の高さは地上1.5m以上とされているが、簡易貯蔵タンク自体で高さに欠けるもの、すなわち車輪から通気管先端までが1.5m未満のものにあつては、設置場所にコンクリート台を設け、地上高1.5m以上とするなどの方法があること。

4 固定給油設備等を設けた簡易貯蔵タンクの扱い（昭37.4.6 消防危第44号質疑）。

簡易貯蔵タンクに固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、次によること。

- (1) 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替業務を行うことができる。
- (2) 簡易貯蔵タンクで、給油を主な目的とする場合は、一日の給油量が指定数量未満であっても給油取扱所として規制する。

なお、簡易貯蔵タンクにより自動車に給油する設備（自家用のもの）で、給油の機会が少なく一日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として扱う。

- (3) 簡易貯蔵タンクに設けた注油設備により、詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とする場合は、一般取扱所のタンクとして扱う。